

TPP（環太平洋パートナーシップ協定）「大筋合意」を 巡る阻害要因と影響分析

An Analysis of the Impediments Surrounding Agreement Regarding the TPP

真鍋 忠* 石田尾博夫** 渡邊 誠士***
Tadashi Manabe* Hiroo Ishidao** Masashi Watanabe***

はじめに

環太平洋パートナーシップ（Trans-Pacific Partnership）協定（以下「TPP」）は、締約国相互の経済連携を促す自由貿易協定／経済連携協定（Free Trade Agreement：FTA /Economic Partnership Agreement：EPA）、以下（FTA/EPA）である⁽¹⁾。TPPは世界の成長センターであるアジア・太平洋地域において、「モノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業の規律、環境など、幅広い分野で21世紀型のルールを構築する」包括的な経済連携協定である。

TPP署名を踏まえて、交渉参加各国は「批准」のための国内手続きを進めることになる⁽²⁾。今後、各国の議会承認などの国内手続きを経て発効すれば、国内総生産（GDP）で世界の約4割（3,100兆円）、わが国からの輸出額の約3割を占め、人口8億人という人、モノ、資本、情報が自由に行き交う巨大経済圏が誕生することになる⁽³⁾。

人口減少に伴い国内市場の縮小は避けられない日本において、また、米国が主導してきた戦後の経済秩序が揺らぐ中、中国がアジアインフラ投資銀行（AIIB）を設立し、国際金融の分野においてその存在感を示しつつあり、さらに、国際貿易の分野においてはRCEP（東アジア地域包括的経済連携）を主導してきている厳しい状況下において、日米が早期批准を目指し、TPPをどこまで戦略的に利用できるかが大きな鍵となっている*。

※日本経済大学経済学部経済学科 **同経営学部経営学科 ***同経済学部商学科

*本稿は、平成28（2016）年9月28日時点までの情報を基にしている。

(1) 外務省は、締約国間における物品・サービス貿易の自由化を主な目的とする協定をFTA、より包括的な協定をEPAと定義し、日本はEPAを推進してきたとしている。（外務省「EPA（経済連携協定）・FTA（自由貿易協定）」2012.3、p.3.

しかし、近年の一般的なFTAは、物品・サービス貿易以外の分野を含み、EPAと実質的に差はない。本稿は、締約国間の経済上の連携を促進する協定をFTA/EPA、日本が関係する協定（TPP以外）については原則EPAと表記する。

(2) 本稿では、国が条約に拘束されることへの同意を表明する行為について、広く「批准」の語を用いる。

(3) オーストラリア（以下「豪州」）、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド（以下「NZ」）、ペルー、シンガポール、米国、ベトナムの12か国は、2015年10月5日にTPPの「大筋合意」に至り、2016年2月4日、署名式を行った。日本においても、批准のための国会承認（2016年3月、通常国会に提出されたが継続審議）や関連法の改正が必要となる。併せて、TPPの経済効果を高めるための施策や、負の影響を緩和するための施策も重要となる。

本稿は、TPPの経緯、合意内容、特徴について概観⁽⁴⁾した上で、TPP「大筋合意」を巡る阻害要因と影響分析を試み、さらに今後の展望について、概要及び農業分野（石田尾）、金融サービス（真鍋）、保険サービス（渡邊）の各分野を分析し、検証する。

1 問題の所在

TPPはまだ「大筋合意」段階であり、今後順調に進むならば、先の「署名」から「批准」「発効」というプロセスを踏むが、カギを握るのは米国の国内手続きである。通常は署名後直ちに批准手続き（議会審議）に進むが、2016年11月の大統領選挙と併せて議会議員も改選されるため、議員も慎重にならざるを得ない状況に置かれている。TPP発効への要件は、域内GDPの85%以上かつ6か国以上の国内手続きが要件となっており、域内GDPの60.3%を占める米国の批准は絶対要件のため、万が一、米国のTPP法案を批准できなければ、TPPが「漂流」していくという最悪の事態を迎えることになる（表1-1）。

TPP各分野の特徴を整理すると、以下の5点にまとめられる。

- ① 関税縮減や撤廃（高い関税撤廃率と非関税撤廃率の削減）等による物品貿易の促進
- ② ネガティブリスト方式による投資・サービスの原則自由化
- ③ 経済活動の基盤を整備する知的財産の保護等を含む高水準・包括的なルール形成
- ④ 開発支援、女性の能力向上、中小企業支援等多様な主体の利益確保を意図する包摂性
- ⑤ 将来的にTPPを進化させるための枠組み⁽⁵⁾の規定

高い関税撤廃率やネガティブリスト方式による投資・サービスの自由化は、新興国を含むFTA/EPAとしては非常に高い水準の市場アクセスを目指すものである。ルール形成については、知的財産の保護等において、世界貿易機関（World Trade Organization: WTO）ルールを上回る水準にあり、また、WTOルールにはない電子商取引や国営企業等についての規制も含まれる包括性と、多様な主体に目配りした包摂性を備えている。

TPPは、前文及び30章で構成され、その対象は、関税撤廃・削減、サービスや投資の自由化、競争法の整備、知的財産の保護、労働者や環境の保護、途上国支援、中小企業支援など広い範囲に及んでいる（表1-2）。

だが、政府が示した条文構成の原則については、現段階でTPPの「大筋合意」をどう見るか、TPP推進・慎重両派の考え方には残された多くの課題が指摘されている⁽⁶⁾。

本稿の論点も、国の主権を損なうようなISDS（投資家対国家紛争処理条項）を核に、幾つかの阻害要因と影響分析を試みる点に本旨がある。

(4) TPP交渉で注目されてきた各分野の合意内容、その影響、対策、課題については、国立国会図書館調査及び立法考査局「TPPの概要と論点 各論(上) — 環太平洋パートナーシップ協定署名を受けて」「同 各論(下)」『調査と情報 — ISSUE BRIEF —』902号及び903号、2016.3.18を参照。

(5) 第27章は、締約国の代表者で構成されるTPP委員会の設置を定め、その役割として、TPPの実施・運用に関する問題の検討に加え、発効後3年以内及び定期的な見直しや、TPPの改正や修正の提案の検討等を規定している。この進化発展を想定した仕組みによって、TPPは「生きている協定」とも言われる（中川淳司「TPP大筋合意の内容 — 条文構成と合意の概要 —」『貿易と関税』752号、2015年11月、pp 4-11）。

表 1-1 TPP 原署名国の国内手続の状況

国名	協定本体への議会承認(要否)	関連国内法の議会可決(要否)	概況	2013年のGDP構成比 ¹⁾
豪州	不要	必要	<ul style="list-style-type: none"> 2016年2月9日、協定及びTPPの影響分析結果を議会に提出 2016年5月9日に上下両院解散。7月2日に同日選実施で与党連合が勝利。今後、審議が本格化する見通し 	5.4
ブルネイ	不要	不要 *要審議	<ul style="list-style-type: none"> 2016年3月の会期（毎年3月に開会）での国内実施法の審議は実施せず 外交通商省事務次官は、労働分野等の国内法整備には、2年程度を要するとの見通しを示す（2016.4.6報道時点） 	0.1
カナダ	不要 *要下院審議	必要	<ul style="list-style-type: none"> 下院国際貿易委員会（Standing Committee on International Trade: CITT）が公聴会及びパブリックコメント（2016年3月10日-10月31日）を実施 	6.6
チリ	必要	必要	<ul style="list-style-type: none"> 2016年の会期中（2017年1月末まで）の手続完了を目指している（2016.5報道時点） 外務大臣は、今後数か月の間に、政府が議会へ法案を提出するとの見通しを示す（2016.5.23時点） 	1.0
日本	必要	必要	<ul style="list-style-type: none"> 2016年3月、第190回国会に協定及び国内実施法案が提出されたが、衆議院審査中に会期末を迎えたため閉会中審査（継続審査）の状態 	17.8
マレーシア	不要	必要	<ul style="list-style-type: none"> 2016年1月、特別に招集された議会での承認を経て、協定に署名（通常、議会の承認は不要だが、反対派への考慮等を理由に実施との報道） 原産地規則、知的財産、労働分野等の国内法整備を予定（2016.3.21報道時点） 法案審議の時期は2017年上半年期、批准手続完了時期は2017年半ばまでを予定（2016.5.20報道時点） 	1.2
メキシコ	上院必要	必要	<ul style="list-style-type: none"> 2016年4月27日、協定を上院に提出 批准手続完了時期は2016年9-12月を予定（2016.4.28報道時点） 	4.6
NZ	不要	必要	<ul style="list-style-type: none"> 2016年5月9日、TPPの国内実施法案（既存の11の法律を修正した一括法案）を議会に提出 2016年7月22日まで、法案へのパブリックコメントを実施。2016年11月12日までに外交・国防・貿易委員会での法案審議等を予定 	0.7
ペルー	必要	必要	<ul style="list-style-type: none"> 2016年7月21日、協定を議会に提出。次期議会で審議予定（2016.7.21報道時点） 2016年6月5日の大統領選で勝利したクチンスキ（Pedro Pablo Kuczynski）元首相は、自由貿易推進派との報道 	0.7
シンガポール	不要	必要	<ul style="list-style-type: none"> 担当関係は2016年内に議会提出される見込みとの見通しを示す（2016.2.5報道時点） 	1.1
米国	必要 ²⁾	必要	<ul style="list-style-type: none"> 2016年5月18日、米国国際貿易委員会（USITC）が、TPPの影響分析結果を大統領及び議会に報告 USTR代表は、国内実施法案の作成に着手した旨を発言（2016.6.20報道時点） 	60.3
ベトナム	必要	必要	<ul style="list-style-type: none"> 担当関係は、国内手続に18-24か月程度かかるとの見通しを示す（2015.10.10報道時点） フック（Nguyen Xuan Phuc）首相は第14期第1回国会（2016年7月20日-8月9日）で批准を申請する方針を示す（2016.5.13報道時点） 政府は法律の予備検討に関する司法省の報告や、修正・追加・新規発出が必要な法的文書のリストを承認済み（2016.5.13報道時点） 労働・傷病兵・社会問題省次官は、労働法の改正に向け、2017年初頭から編纂作業に着手する予定であり、当該改正法案の国会上程は2017年末が目標であると表明（2016.6.7報道時点） 	0.6

(注1) 2013年の名目GDP（USドル換算）の署名12か国での構成比。

(注2) 米国では、FTA実施法案に協定の承認に関する条項が含まれる。

(出典) 外務省「TPP協定の締結に際し想定される各国の国内手続」（資料18「TPPに関する参考資料（その他関係）」）2016.4.内閣官房TPP政府対策本部ウェブサイト（http://www.cas.go.jp/jp/tp/naiyou/pdf/sankousiryou_2/160420_tpp_sankou_18.pdf）；“TPP Ministers Give Updates On Domestic Ratification On Margins Of APEC,” *Inside U.S. Trade*, May 19, 2016；“TPP Ministers Outline Ratification Process ; Mexico, Australia Aim For 2016,” *Inside U.S. Trade*, February 4, 2016；IMF, “World Economic Outlook Database,” April 2016.（<https://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2016/01/weodata/index.aspx>）；各種報道等を基に作成。

表1-2 TPPの章立てと主な内容

1. 冒頭の規定及び一般的定義	2. 内国民待遇及び物品の市場アクセス	3. 原産地規則及び原産地手続	4. 繊維及び繊維製品	5. 税関当局及び貿易円滑化	6. 貿易上の救済
用語の定義	関税撤廃・削減、物品貿易の基本原則	TPP域内産とする要件、証明手続	繊維（製品）の原産地規則	通関手続の簡素化	セーフガードの発動条件
7. 衛生植物検疫（SPS）措置	8. 貿易の技術的障害（TBT）	9. 投資	10. 国境を越えるサービスの貿易	11. 金融サービス	12. ビジネス関係者の一時的な入国
食品安全・検疫基準	製品の安全規格基準	内外投資家の無差別原則	サービス貿易の原則	金融サービスに特有の原則	商用の入国・滞在手続
13. 電気通信	14. 電子商取引	15. 政府調達	16. 競争政策	17. 国有企業及び指定独占企業	18. 知的財産
電気通信事業者の義務	電子商取引の環境整備	政府機関等による調達原則	競争法の整備、競争当局間の協力	国有企業の不当な優遇や保護の禁止	知的財産保護、権利行使手続
19. 労働	20. 環境	21. 協力及び能力開発	22. 競争力及びビジネスの円滑化	23. 開発	24. 中小企業
児童労働・強制労働の禁止	オゾン層・漁業環境の保護	合意内容の履行支援	サプライチェーンの発展促進	開発支援・女性の能力向上	中小企業支援
25. 規制の整合性	26. 透明性及び腐敗行為の防止	27. 運用及び制度に関する規定	28. 紛争解決	29. 例外	30. 最終規定
規制の透明性	協定の透明性確保、公務員汚職の防止	協定全体に関わる事項	締約国間の紛争解決手続	協定適用の例外	協定の改正・加入等の手続

(出典) 田中菜採兒・小池拓自「環太平洋パートナーシップ協定の概要－TPP交渉の大筋合意を受けて－」『調査と情報－ISSUE BRIEF－』884号, 2015.11.30, p.3. (http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9549824_po_0884.pdf?contentNo=1)

本論の課題限定の第1は、最終的にはISDS条項の対象になるかどうかにかんして帰結する「投資章（第9章）」で締結国（投資受入国としての）に課せられる主な諸義務の内実を、先行的な分析を参照しつつ、TPP「大筋合意」が国の主権を損なうようなISDS条項になっていないかを考察することにある⁶⁾。

第2は、関税関係譲許表を除いても1,000頁以上の協定のうち、日本政府邦訳公表はわずかに協定本文概要97頁、付属書概要等84頁、交換文書概要31頁である。膨大なテキスト、譲許表、付属文書、交換文書の正確な訳出、精査、分析（それ自体が膨大な作業）、さらに日本における関連の法令、制度、規制などに精通した上での影響分析が必然的に求められる点である。

- (6) TPP推進派の考え方：①日本企業の99%を占め、雇用の7割を担う中小企業（特に製造業）が、現役世代（生産年齢人口）が減り大きく市場が縮小する国内市場だけでなく、アジア太平洋経済圏市場向け輸出を取り込むには参加しかない。将来の「FTAAP構想」（APEC加盟国・地域のFTA）で地域の主役たるには必須・不可欠との立場を採る。②特に日本並みの製造競争力を持つ韓国が、対EU/対米FTAを発効させると、日本企業は、自動車や電気機械等の産業で10～14%の関税のハンディを背負う形になる（特に、韓国の場合ウォン安+関税0、法人税・電力料金等も1/3～1/2）。③貿易に占めるEPAの場合、日本（約17%）、韓国（35～40%）、EU/中国（日本の比率より大）等の要因を挙げる。TPP慎重派の考え方：①貿易や投資の自由化等経済は制度が変わると、実体経済には大きな影響を及ぼし、農業をはじめ、国内におけるさまざまな産業に携わっている人々の生産や収入を脅かす要因になるという立場。②農業部門、特にコメへの影響（韓国も10年間で約9兆円の対策費を用意）を懸念材料の筆頭に挙げる。③米国の強いITソフト・医療・サービス産業への影響力を重視する等の立場から、慎重な立場を採っている。（石田尾博夫「TPPと地域経済」－問われるビジネスチャンス、農業による産業復興も）鹿児島県町村議会議員研修資料（2013年10月）。
- (7) 磯田宏「国の主権を損なうようなISDS条項」になっていないか－「大筋合意」テキストにおける「投資章」の内実：暫定報告書－（2015年12月12日）。農業・農協問題研究所第84回研究例会資料、『TPP「大筋合意」をどう見るか』の中で、暫定的なまとめと残された多くの課題が指摘されている。

第3は、「公共福祉目的等の正当な政府措置」を決して外国投資家・投資とその保護よりも上位に置いてはいない（＝ISDS対象から外されてはいない）等、暫定的なまとめと残された多くの課題が存在する点である。

2 「大筋合意」の検討を阻害する根本問題

(1) TPP 協定交渉の経緯

TPPに先立って、NZ、シンガポール、チリ、ブルネイの4か国は、高いレベルの自由化水準を約するFTA/EPAであるTrans-Pacific Strategic Economic Partnership: Pacific 4協定（以下「P4」）を2006年5月に発効させている。P4は、新規参加に関する条項において、APEC（アジア太平洋経済協力）の加盟国等に門戸を開放しており、米国のブッシュ政権は、2008年9月にP4への交渉参加を表明した。さらに、豪州、ペルー、ベトナムも加わり、交渉参加国は8か国となった。

これら8か国は、2013年3月、豪州で第1回の閣僚会議を開催した。通常、これ以降の交渉を「TPP交渉」と呼ぶ。当初の交渉妥結の目標は2011年であったが、何度も先送りされる一方、マレーシアが2010年10月、カナダとメキシコが2012年12月、日本が2013年7月に交渉に正式参加し、TPP交渉参加国は12か国となった。

高い水準の貿易自由化を目指すTPP交渉ではあるが、関税撤廃が進んでいるシンガポールを除けば、各参加国は守るべく国内産業を持っており、関税を巡る交渉は容易には合意に至らなかった。また、ルールの調和についても、国有企業の規律、労働基準等、先進国と新興国の主張には隔たりがあり、また、場合によっては医薬品の保護期間等のように先進国間においても対立があったため交渉は難航した。

交渉開始から5年が経過した2015年の段階では、翌年に米国の大統領選挙や日本の参議院選挙を控え、交渉の長期化が懸念され始めた。2015年7月の米国ハワイでの閣僚会合でも「大筋合意」に至らなかったことから、交渉が「漂流」する可能性も指摘される中、2015年9月30日に米国アトランタで開催された閣僚会合において、異例の開催期間延長の後、10月5日にTPP交渉は「大筋合意」に至った。その後、TPPテキスト（条文）の確定作業を経て、2016年2月4日、NZのオークランドでTPPへの署名がなされた。

(2) 農林水産物生産額への影響

政府は、TPP発効による農林水産物の生産額の減少を約1,300～2,100億円と試算している（表2-1）。品目別では、輸入品との競合による国産品の価格下落が懸念される牛肉や豚肉、牛乳乳製品への影響が大きく、それぞれ約311～625億円、約169～332億円、約198～291億円の生産額減少が見込まれる。一方で、米は、国別枠の輸入量に相当する国産米を備蓄米として買い入れる国内対策を行うことから、生産額の減少はないとしている。

また、各品目の国内生産量については、体質強化対策による生産コストの低減・品質向上や経営安定対策等の国内対策により、引き続き生産や農家所得が確保され、生産量は減少せずに維持されると見込んでいる⁽⁸⁾。

表2-1 TPPによる農林水産物への影響

		生産減少額
農産物計		約878～1516億円
主な品目	米	0億円
	小麦	約62億円
	大麦	約4億円
	砂糖	約52億円
	牛肉	約311～625億円
	豚肉	約169～332億円
	牛乳乳製品	約198～291億円
林産物（合板等）		約219億円
水産物計		約174～346億円
農林水産物計		約1300～2100億円

(出典) 農林水産省「農林水産物の生産額への影響について」(2015.12)
 〈http://www.maff.go.jp/j/kanbo/tpp/pdf/160107_seisan_gaku_eikyuu.pdf〉を基に作成。

(3) TPP 農業交渉の特徴

1995年に始まったWTO体制下の日本農業は、WTO新ラウンド(2001年11月)、FTA(自由貿易協定)・EPA(経済連携協定)、そしてTPPという自由化圧力に次々に直面してきた経緯を持つ。このWTO、EPA、TPPの違いをまずは押さえておきたい。

第1に、EPA/TPPでは、農業交渉を「特別扱い」していない点である(下線は筆者、以下同じ)。WTO新ラウンド交渉は、農業(農産品)交渉に独立した位置づけを付与していた。日本はこれを基盤に、農業保護の新たな理念・論拠としての「多面的機能」を主張して(2000年12月)、フレンズ国(G10)の形成を図っていたのである。

これに対して、EPA/TPPでは、農業分野は単なる市場アクセス交渉の中にしか位置づけられない。そこではあからさまな「保護」の主張はタブーであり、それに代わる「多面的機能」のような理念を打ち出すことも「場違い」である。

第2に、重要品目を扱うルールも設定されていないことである。WTO新ラウンド交渉は、高関税品目の「関税引き下げ」を主題としていた。その際、重要品目の数、関税引き下げ方式、上限関税といった論点を具体的に設定していた。なかでも重要品目の数については、当時のモダリティ案が4%(条件付き6%)であったのに対し、日本は最後まで8%を主張したとされている。

これに対し、EPA/TPPでは、特段のルール設定は行われていない。しかし、EPA交渉では結果的に、重要品目の「除外」か「再協議」という扱いを獲得してきたのである(例外は日メキシコ・日豪

(8) 資産の対象品目は現行で関税率10%以上かつ国内生産額10億円以上の品目である農産物19品目及び林水産物44品目で、TPPの合意内容や国内対策を考慮して、各品目の合意内容の最終年における生産額への影響を算出している。なお、平成25(2013)年3月のTPP交渉参加表明に際して政府が行った試算では、農林水産物の生産額減少を約3兆円と試算していたが、全ての関税の即時撤廃を仮定していることや、国内対策を考慮していないこと等、今回の資産とは前提条件が異なっている(農林水産省「農林水産物の生産額への影響について」2015.12、同「農林水産物への影響資産の計算方法について」2013.3)。

EPA)。しかし、TPPは全品目を交渉のテーブル載せることが求められた（載せないのが「例外」）。その結果、「聖域中の聖域」であるコメですら、「除外」や「再協議」の扱いを獲得することが出来なかった（特別輸入枠の設定）。交渉の具体的な局面においては、自由化率の目標が問題となったことがあった。これが自民党・TPP対策委員会の委員長（当時）の「抜けるか抜けないか」発言に繋がっていくが（2013年10月）、この自由化率の議論もいつの間にか雲散霧消してしまった感がある。

前後するが、日本のTPP交渉参加の決め手になったのは、2013年2月22日の日米首脳会談（安倍訪米）におけるセンシティブティの確認であった。安倍首相はこれを承けて、正式な参加表明（3月15日）を行ったのである。しかし、ここから踏み込んで重要品目を扱うルール形成に進んだわけではない。それは結果的に、日米間の「方程式合意」という形で、妥協的な結末を見ることになった。

第3に、このような性格を持つEPA/TPPの農業分野を制約するものとして、日本は「国会決議」に頼らざるを得なかったことである。日豪EPAの場合は、当時の安倍=ハワード会談で交渉入りが決定した2006年12月、TPPでは参加表明直後の2013年4月に国会決議（衆参農林水産委員会）が行われている。

日豪EPAの決議は「米、小麦、牛肉、乳製品、砂糖などの農林水産物の重要品目が、除外又は再協議の対象となるよう、政府一体となって全力を挙げて交渉すること」であり、TPP決議は日豪EPAの前例を参考にしたものである。「国会決議との整合性」を考慮することが、ある意味では唯一の交渉ルールになっていくが（但し、極めて曖昧）、どこまで行っても自主ルールである。

さらなる問題は、国会決議に交渉を中断させる力はないことである。日豪EPAの決議は「重要品目の柔軟性（柔軟な取扱い）について十分な配慮が得られないときは、政府は交渉の継続について中断も含め厳しい判断を持って臨むこと」、TPP決議も「農林水産分野の重要5品目などの聖域の確保を優先し、それが確保できないと判断した場合は、脱退も辞さないものとする」としていたが、結果的には重要品目に踏み込んだ譲歩を行った。政府には「国会決議との整合性」が問われるが、それは最終的に「国会が判断すべきこと」という理由が、残念ながららまかり通っている。

第4に、TPPは交渉期間が極めて短期間であったことである。WTO新ラウンド交渉は2008年に事実上決裂し、長きにわたって「漂流」してきた。日豪EPAの場合も、交渉開始から大筋合意に至るまで足掛け8年を要している。これに対して、TPPの場合は、日本の正式参加（2013年7月23日）から数えて、3年2か月程でしかない。偏に、このタイミングで大筋合意することを主導した「政治決着」の結果である。

（4） TPPの関税撤廃構造

TPPの関税撤廃率は全体で95%、農林水産品では81%である（品目数ベース、以下同じ）。日本がこれまで締結してきたEPAのうち、自由化率が最も高いのは日フィリピン協定の88.4%とされてきた。また、日豪EPAも88.4%である（表4-1参照、財務省資料）。

日豪EPAの大筋合意以前に当たる2013年2月、農水省は日本がEPAで関税撤廃したことのない農林水産品は834品目であることを明らかにした。これは全品目（9,018）の9.2%に当たる（重要5品目は586品目数、6.5%）。したがって、日豪EPAも含めて、自由化率ではある一線を越えていない。

表4-1 EPA、TPP における自由化率・関税撤廃率 (%)

	関税撤廃率		自由化率	
	全品目	農林水産品	全品目	農林水産品
TPP	95	81.0	…	78.8
日豪 EPA	89	…	88.4	…
日フィリピン協定	…	…	88.4	59.1

(資料) 1) 内閣官房 TPP 政府対策本部「TPP における関税交渉の結果」(2015.10.20)
 2) 財務省「関税・外国為替等審議会関税分科会資料」(2014.8.5)
 3) 作山巧『日本の TPP 交渉参加の真実』(2015.10.1) 等により作成。

表4-2 TPP 関税撤廃構造 — 全品目 —

	全品目	農林水産品	鉱工業品
品目数	9,018	2,328	6,690
関税撤廃品目数	8,575	1,885	6,690
関税撤廃率 (%)	95.1	81.0	100.0

(資料) 内閣官房「関税撤廃した場合の経済効果についての政府統一試算」(2013.3.15)
 内閣官房 TPP 政府対策本部「TPP 協定の経済効果分析」(2015.12.24)

表4-3 TPP の関税撤廃構造 — 農林水産品 —

	農林水産品の非自由化品目		
	計	重要5品目	5品目以外
品目数	834	586	248
関税撤廃品目数	395	174	221
関税撤廃率 (%)	47.4	29.7	89.1

(資料) 内閣官房 TPP 政府対策本部「TPP における関税交渉の結果」(2015.10.20)
 同「TPP 協定の経済効果分析」(前掲)、同「関税撤廃した場合の経済効果についての政府統一試算」(前掲)

(注意) 関税撤廃品目数には現状で無税のものも含む。

しかし、TPP は「95%」である。もしこのまま TPP を締結すれば、これまでの EPA レベルをはるかに超えて、日本にとって初めての本格的な FTA になるだろう (表4-2、4-3 参照)。

ところで、これまでの EPA で公表されてきた「自由化率」は、10年以内の関税撤廃率である。これに対して、「関税撤廃率」は10年超のものも含む。TPP は関税撤廃率をベースに数値を整理しているため、既存の EPA との比較は必ずしも明確ではない。そこで、自由化率・関税撤廃率のような基本数値を改めて整理しておく、表4-1 のようになる。

ここでは日フィリピン協定、日豪 EPA、TPP の3つの基本数値を比較検証する。

ここで、比較可能な数値を抜き出してみると、「関税撤廃率」は日豪 EPA が89%、TPP は95%であり、それ程大きな違いは感じられないが、「農林水産品」の区分について見ると、印象は一変する。日フィリピン協定の「自由化率」が59%程度であったのに対し、TPP は79%に達する。この限りでは、農林水産品の自由化率を59%から79%に引き上げたのが、TPP の何よりの特徴である。

表4-4 需要5品目の関税撤廃率

	米	小麦 大麦	牛肉	豚肉	乳製品	砂糖 澱粉	合計 (再掲)
品目数	58	109	51	49	188	131	586
関税撤廃品目数	15	26	37	33	31	32	174
関税撤廃率 (%)	25.9	23.9	72.5	67.3	16.5	24.4	29.7

(資料) 「TPP どうなる日本農業 (3) 牛肉」『日本経済新聞』(2015.10.21)、同「TPP 価格はこうなる砂糖」(10.22)、同「TPP どうなる日本農業 (7) 甘味資源」(11.21)、「知りたい TPP 小麦「関税」段階的削減」『毎日新聞』(2015.12.10) 等の各報道による。

内閣官房 TPP 政府対策本部「関税撤廃した場合の経済効果についての政府統一試算」(2013.3)

TPP の関税撤廃構造を改めて示しておく、表4-2のようになる。まず、全品目は95%、農林水産品は81%であるが(先述)、鉱工業品について、既存の EPA で「自由化率」が最も高かったのは、日メキシコ協定の99.3%であり、農林水産品の大幅引き上げとは比べものにならない。

TPP の市場アクセス交渉の結果、日本が TPP 締約国から輸入する農林水産物について、全タリフライン(関税をかける分野) 2,328ラインのうち、81.0%の1,885ラインで関税が最終的になくなる。このうち、重要5品目である米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物(砂糖)については、586ライン中、29.7%に当たる174ラインの関税が撤廃される(表4-3、4-4参照)。

一方、国別の農林水産品の最終的な関税撤廃率(対日本、タリフラインベース)は、米国98.8%、カナダ94.1%、豪州100%、NZ100%となっており、全ての締約国が日本の81%を上回る⁹⁾。

需要5品目を抜き出して、品目別の関税撤廃構造を示すと表4-4のようになる。

(5) TPP=日米協議の課題

TPP=日米協議における重要品目の扱いは、2014年4月24日の日米首脳会談(オバマ訪日)を経て「方程式合意」(米国側は「パラメーター合意」と称する方程式が確立された。これは、米国側の最大の関心品目であった牛肉・豚肉についても「完全撤廃ではない」ことを前提に、重要品目の扱いをルール化したものである。具体的には、①関税削減の水準、②関税削減にかかる期間、③セーフガードの発動基準といった要素を組合せ、最終的な着地点を探るというものであった。

そして、この直前に日豪 EPA の大筋合意が両国から発表されていた(2014年4月7日)。日豪 EPA における牛肉の扱い(日本側)は、まさにこの「方程式合意」のルールと重なるものである。その意味で、TPP の決着に先鞭をつけたのが日豪 EPA である。日豪 EPA と TPP における牛肉の扱いを比較するかたちで示すと、表5-1のようになる。

(9) TPP 交渉参加各国の最終的な関税撤廃率 (品目ベース)

日本	米国	カナダ	豪州	NZ	シンガポール	メキシコ	チリ	ペルー	マレーシア	ベトナム	ブルネイ
95%	100%	99%	100%	100%	100%	99%	100%	99%	100%	100%	100%

(注) シンガポール、ブルネイはすべての品目について関税撤廃

(出典) 内閣官房 TPP 政府対策本部「TPP における関税交渉の結果」2015.10.20, p.1

表5-1 日豪EPA・TPPにおける牛肉の扱い(単位: %、万トン)

年目 年度	日豪EPA(冷凍)			TPP			
	通用年月	関税率	セーフガード 発動基準 SG税率	関税率	セーフガード 発動基準 SG税率		
締結前		38.5		38.5			
1	15/01	30.5	19.5	38.5	27.5	59.0	38.5
2	15/04	28.5	↓		↓	↓	
3	16/04	27.5	↓		↓	↓	
4	17/04	↓	↓		↓	↓	
5	18/04	↓	↓		↓	↓	
6	19/04	↓	↓		↓	↓	
7	20/04	↓	↓		↓	↓	
8	21/04	↓	↓		↓	↓	
9	22/04	↓	↓		↓	↓	
10	23/04	↓	21.0	38.5	20.0	69.6	
11	24/04	↓	(10年目に再協議)		↓	↓	20.0
12	25/04	25.0			↓	↓	
13	26/04	↓			↓	↓	
14	27/04	↓			↓	↓	
15	28/04	↓			↓	72.6	
16	29/04	↓			9.0	73.8	18.0
17	30/04	↓					(△1%)
18	31/04	19.5					(△1%)
19							(△1%)
20							(△1%)
21							(廃止)

(出典) 農林水産省「TPP農林水産物市場アクセス交渉の結果」、同「TPPにおける重要5品目等の交渉結果」。
農林水産省「農林水産物の生産悪への影響について」(2015.12)

(資料) 「TPP とうなる日本農業(3)牛肉」『日本経済新聞』(2015.10.21)、内閣官房TPP政府対策本部「TPPにおける関税交渉の結果」、同「関税撤廃した場合の経済効果についての政府統一試算」(2013.3.15)参照。
鈴木宣弘「隠され続けるTPP合意の真相と影響評価の誤謬」『JC総研』HP(2015.12)等を基に筆者作成。

(6) 他のFTAの動向

TPPへの署名実現が、今後、現在交渉中の他の多国間FTAに影響を及ぼすことも予想されている。アジア太平洋地域で日本が交渉に参加している多国間FTA/EPAとしては、中国が主導する東アジア地域包括的経済連携(Regional Comprehensive Economic Partnership: RCEP)及び日中韓FTAが挙げられる。これらのFTA/EPA交渉においては、参加国の経済、制度状況から自由化レベルの向上が課題とされる。特にTPP非参加国を含む全16か国が参加するRCEPについては、TPPとともに、APEC全域をカバーする「質の高い」アジア太平洋自由貿易圏(Free Trade Area of the Asia-Pacific: FTAAP)を実現する枠組みの1つとなることが期待されている⁽¹⁰⁾。

(10) 『日本経済新聞』「TPP明記巡り応酬」記事より、FTAAP実現に向けTPP、RCEPのどちらかを主役と位置付けるかで攻防があったと報じられている。

3 金融サービス分野に係る協定及び日米並行交渉の現実

(1) TPP と日本の銀行業界の動向

日本経済への影響については、TPP 発効に伴う経済効果の政府試算によると、貿易や投資の拡大で、GDP（国内総生産）を約14兆円（2.6%）押し上げ、雇用についても約80万人の雇用が新たに見込まれる効果があるとする一方、農林水産物の生産額は最大で2,100億円減少するとしている⁽¹⁾。この数字は、世界銀行による試算、TPP が2030年までに GDP を約2.7%押し上げるとする数字と近く、人口減少に伴い国内経済規模の拡大が見込めない中、アジアの成長力を取り込むことで TPP が「成長戦略の切り札」になり得ると見る⁽²⁾。

また、地方での人口減少が進行する中、地方銀行の生き残りをかけ再編が起こっているとし、さらに、政府のマイナス金利政策の導入で本業の収益が圧迫され銀行業界は苦境に置かれている。むしろ地方においては、取引先の方が積極的に海外展開を図っており、今回の政府から発表された「TPP 関連政策大綱」では、海外展開先のビジネス環境整備を整える、いわゆる我が国の技術力等を持った中堅・中小企業が「居ながらにしての海外展開」できる方策を打ち出しており、また、金融機関に対しても進出支援と促進を後押ししており、地方銀行の今後の戦略によっては新たな収益源となり得ると見込んでいる。日本の金融分野は基本的に既に自由化されているが、日本の民間金融機関、かんぽ生命、ゆうちょ銀行には、TPP 関連でそれぞれ以下のような影響が生じる可能性がある。

金融分野は、前掲表1-2の「TPP の章立てと主な内容」記載の通り、TPP の第11章（金融サービス）が主に関係するが、日本郵政グループの金融事業は、第17章（国有企業及び指定独占企業）も関係する。また、TPP の枠外で日米並行交渉が行われ、その中で、かんぽ生命による日本における保険の販売について交渉が妥結した。

(2) 金融サービス分野・規制条項

金融サービス章は、締結国が採用・維持する措置であって、他の締約国の金融機関や投資家、越境での金融サービスの提供等に関するものについて、内国民待遇、最恵国待遇、市場アクセス制限の禁止といった規律のほか、経営幹部等の国籍・居住要件の禁止、支払・清算システムへのアクセス許可、保険サービス提供の迅速化等の規律も定めており、金融サービスの原則自由化が図られている。ただし、適合しない措置等を付属書Ⅲの各国の票に限定列挙している（留保という）。日本は、外国銀行の支店が受け入れる預金については預金保険制度の対象としないとしているほか、ある種の損害保険等に関しても若干の留保を掲げている。締約国の中には、外資の参入を制限してきた国もあるが、原則自由化（完全自由化ではない場合も、留保の改善によって、規制が大幅に緩和される）によって日本の金融機関の海外進出が容易になると考えられている。例えば、ベトナムでは、外資による地場銀行への出資上限が15%から20%に引き上げられる。また、マレーシアでは、外資銀行の現地法人の出店上限が拡大され、店舗外 ATM の設置規制も撤廃される⁽³⁾。

(1) 「経済効果は約14兆円政府試算」『NHK NEWS WEB』2015.12.25

(2) 「TPP 日本に恩恵大きく」『日本経済新聞』（電子版）2016.1.8

また、金融サービス章や TPP（関連規定）（第2章（内国民待遇及び物品の市場アクセス）、第3章（原産地規則及び原産地手続き）、第4章（繊維及び繊維製品）、第5章（税関当局及び貿易円滑化）、第6章（貿易上の救済）、第7章（衛星植物検疫措置）及び第8章（貿易の技術的障害）を除く。）の他の規定にかかわらず、各国が預金者、投資家等を保護するための措置や、金融システムの健全性及び安定性を確保するための措置を採用・維持することを妨げない旨が記されている（第11.11条）。

なお、郵便保険事業者による保険サービスの提供について、締約国は、民間のサービス提供者よりも有利となるような措置を採用、維持してはならず、民間に対して適用する規制及び執行活動と同様のものを適用しなければならないと規定されている。さらに、締約国は、郵便保険事業者に対し、当該保険サービスの提供に関する年次財務諸表の公表を要求しなければならない。そして、第28章（紛争解決）に基づくパネル（小委員会）が、規定に適合しない措置を締約国が設けていると認める場合には、締約国が新規保険商品開発等を許可する前に、締約国間で協議が行われる可能性がある（付属書11-B（特定の約束）第C節（郵便保険事業者）による保険の提供）。

（3） TPP の枠外で行われた「保険」に関する日米並行交渉

TPP の枠外であるが、(1) で紹介した郵便保険事業者による保険サービスの提供に係る規定と関連が深いものに、日米並行交渉がある。そこでは保険についても議論され、かんぽ生命による日本における保険の販売について交渉が妥結した。その概要は、例えば、日本政府は、日本郵政がその販売網を通じて民間の保険サービス提供者の商品（かんぽ生命の商品と競合するものを含む）を取り扱うことを抑制されないことを確保すること、日本郵政がその販売網を通じて販売する保険商品を選択する際、商業的な原則に基づき選択を行うことを確認すること、日本政府は、TPP に従い、同種の保険サービスを提供する民間のサービス提供者よりも、かんぽ生命による保険サービスの提供の方が有利となるような競争条件を生じさせてはならないこと等を約束及び確認したものである⁽¹³⁾。

（4） 国有企業及び指定独占企業

国有企業とは、商業活動に従事する企業であって、締約国が50%を超える株式を直接に所有する企業や、持分を通じて50%を超える議決権の行使を支配している企業等を指し（第17.1条）、日本郵政、かんぽ生命、ゆうちょ銀行は、現状では国有企業に該当する。

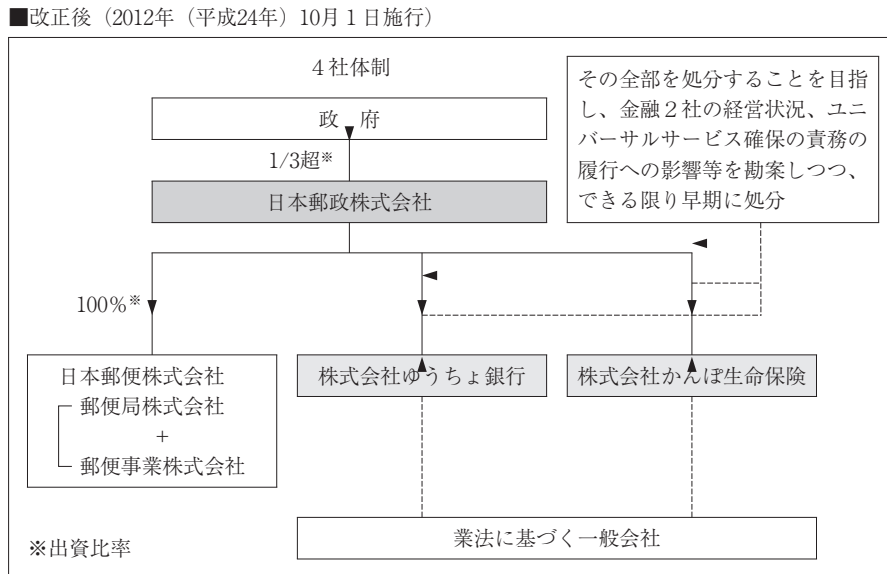
同章は、締約国に対し、当該国の国有企業が物品又はサービスの購入や販売に当たり、商業的考慮に従って行動することを確保したり、国有企業が他の締約国の企業に無差別待遇を与えることを確保することを求めている（第17.4条）。

加えて、いずれの締約国も、自国の国有企業を援助することによって他の締約国の利益に悪影響を及ぼしてはならない旨も規定されている（第17.6条）。ただし、その対象は、国有企業の物品生産及び販売、海外でのサービス等とされており、国内で提供するサービスについては、悪影響を及ぼさな

(13) 「知りたい TPP 銀行、海外出店増も」『毎日新聞』（電子版）2015.12.24

(14) 「保険等の非関税措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の書簡」内閣官房 TPP 政府対策本部 HP 等を参照。

図表 1 日本郵政グループの構成



いものと見做すとされている。

（5）金融機関の海外展開

アジアの新興国において金融分野での外資規制が緩和されることによって、日本の民間金融機関の海外展開が促進されることを期待する声が多く見られる。甘利 TPP 担当大臣（当時）は、日本各地で地場産業を支えている地方銀行の海外進出によって、地方の中小企業の海外展開に対するサポートもされることになると述べている⁽¹⁵⁾。金融界からも、商機が広がると、歓迎するコメントが相次いでいる⁽¹⁶⁾。さらに、マレーシアでは店舗外に設置される ATM についての規則が撤廃されることで、日本人旅行者や出張者の利便性が増すと考えられている。

（6）ユニバーサルサービスへの TPP の影響

本節では、国民生活に不可欠のサービスである「ユニバーサルサービス」への TPP の影響を、日本郵便グループ⁽¹⁷⁾を題材として論じる。これは本稿で第3の課題限定として挙げた、「公共福祉目的等の正当な政府措置」を決して外国投資家・投資とその保護よりも上位に置いていない点が色濃く影響している点であろう。

2015年11月に上場を果たした日本郵政株式会社（以下、日本郵政）、株式会社ゆうちょ銀行（以下、ゆうちょ銀行）、株式会社かんぽ生命（以下、かんぽ生命）であるが、図表1のように、持株会社である日本郵政の傘下に、日本郵便株式会社（以下、日本郵便）、ゆうちょ銀行、かんぽ生命が入る形

(15) 「甘利大臣による記者会見の概要」2015.10.5 内閣官房 TPP 政府対策本部 HP。

(16) 「TPP 大筋合意、金融界が歓迎「商機広がる」『日本経済新聞』（電子版）2015.10.6

(17) 本稿において日本郵政グループは、日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行、株式会社かんぽ生命及びそれらの株式の大部分を所有する、持株会社である日本郵政株式会社の総称として用いる。

をとっている。そして、郵便・金融・保険の窓口業務に関して、日本郵便及び日本郵政があまねく全国でサービス提供を行う義務、いわゆるユニバーサルサービス義務を負っている。これは、日本郵便、とりわけ郵便局ネットワークが国民、特に過疎地域の住民への通信・金融に重要な意味を持つことに起因しており、実際全国24市町村では日本郵政グループ以外の金融サービスが提供されていない。

しかし、一般論として、ユニバーサルサービスを提供することには、非効率性を伴う。旧来は国営の事業としてサービス提供を行うことで、その非効率性への対応を行っており、民営化以後も、信書事業の参入障壁を高めることや国による株式の保有によって、サービス提供を維持してきた。これに対し、米国からの「日本政府が大株主である日本郵政の傘下であるかんぽ生命が日本の保険市場の競争を妨げている」⁽¹⁸⁾といった批判もあり、2015年11月以降、段階的に政府保有株を売却することとなっている。

では、これらのユニバーサルサービスが TPP によってどのような影響を受けるのであろうか。本節では、TPP がユニバーサルサービスに対して負の影響を与える可能性としての2つのシナリオを提示する。第1のシナリオは、TPP が求めるグローバルな競争に巻き込まれることによって、ユニバーサルサービスの提供が困難になるというシナリオである。現在は、ゆうちょ銀行、かんぽ生命の金融・保険商品を中心に、日本郵便が窓口業務を行い、サービス提供を行っている。郵便事業では十分な収益を上げているとはいえ日本郵便にとって、ゆうちょ銀行やかんぽ生命からの窓口業務手数料は大きな収入源⁽¹⁹⁾となっている。また、これらの業務手数料は分社化以前から行われているものであり、適正水準であるかどうかという点は外部からの検証が行えない。では、この業務手数料が適正水準よりも高いもの、つまり、ゆうちょ銀行やかんぽ生命からのグループ内部補助の形をとっているとした場合、どのようなことが起こるだろうか。

金融・保険サービスの提供義務を負っているのはあくまで窓口業務を行っている日本郵便であり、取扱商品については特定の企業のもののみを扱うことは求められない。「締約国は、自国の各営企業が商業活動に従事する場合には（…）商業的考慮に従って行動すること」（TPP 協定、第17.4条）という規定を持つ TPP により、外資の金融・保険会社の商品販売に対する圧力が増すことにより、日本郵便の取り扱う商品にゆうちょ銀行、かんぽ生命以外の商品の存在感が増すことは十分に考えられる。その場合には、競争により、業務手数料が適正水準に引き下げられ、日本郵便の経営に大きな打撃を与える可能性がある。日本郵便の親会社である日本郵政もまた株式上場を果たしており、資本市場からの収益性向上の圧力にさらされており、ユニバーサルサービスの提供の維持に影響を与えることは十分に考えられるであろう。

また、第2のシナリオとしては、ゆうちょ銀行、かんぽ生命自体が外資に取り込まれ、ユニバーサルサービスの提供が困難になることも考えられる。ゆうちょ銀行、かんぽ生命に対しては、日本政府の後ろ盾が存在していることに米国を中心に強い非難が存在していることは先述の通りである。この圧力により、政府は保有している日本郵政株式、並びに日本郵政が保有しているゆうちょ銀行、かんぽ生命の株式を順次売却している。しかし、200兆円超える資産を持つゆうちょ銀行、保険料ベース

(18) 国立国会図書館調査及び立法考査局（2016）p 5.

(19) 2016年3月期決算における営業収益3兆6270億円のうち、約27%の9,800億円を占めている。

で年間5兆円を超える契約を持つかんぽ生命に対しては外資が投資の対象としての目を向けている。これは両企業の収益性の低さに起因する「割安感」が原因となっており、現状の国債中心の運用から適切なりスク管理のもとでの投資戦略の策定によってさらに高い収益性を達成できる可能性がある。これにより、ゆうちょ銀行やかんぽ生命が外資に取り込まれていく場合には、第1のシナリオと同様の競争にさらされ、やはり日本郵便のユニバーサルサービス提供に大きな影響が及ぶ可能性は十分ある。

以上の考察のように、TPPにより日本のユニバーサルサービスに負の影響が及ぶ可能性はある。しかしながら、TPPは日本郵政グループにとってのチャンスともなる。例えば、信書を中心とした郵便事業では収益性が高められていない日本郵便にとって、国際物流事業はセグメント利益率が高い事業の1つである。TPPにより、国際物流に打って出ることができれば、その収益をもって、更なるユニバーサルサービス提供へと動くことも可能になるであろう。日本郵政グループには更なる国際戦略の決定が急がれる。

(7) TPP 大筋合意と金融・郵便保険事業の行方

金融サービス章の付属文書で郵便保険事業体による保険の提供について規定が盛り込まれたことについては、かんぽ生命の優遇へのけん制だとする見解もある⁽²⁰⁾。TPPによって、かんぽ生命に影響が生じるのではないかという指摘はTPP締結以前にも見られた。こうした規定が盛り込まれた背景として、日本政府が大株主である日本郵政の傘下であるかんぽ生命「日本の保険市場の競争を妨げている」等と米国が批判し続けてきたことを挙げる向きもあり、今後、TPP合意を根拠に、かんぽ生命が新規事業に乗り出すことを日本政府が認めないように米国が圧力を強める可能性もあると指摘されている。

日米並行交渉でも、保険に関する米国の主な関心は、かんぽ生命であった。また、日本郵政、かんぽ生命、ゆうちょ銀行は国有企業に該当するため、商業的考慮に従って行動することや、他の締約国の企業を自国の企業等と比べて差別的に扱わないといった対応（第17.4条）が求められる。例えば、保険商品の販売提携先選ぶ時に外資を除外したりすることが出来なくなる。加えて第17.6条（非商業的な援助）等の規定の適用も受ける。

しかし、日本郵政グループの金融事業は、既に、民間に対して適用する規制と同様のものが適用されているところであり、無差別待遇及び商業的考慮等に従って行動している。監督も、金融庁と総務省により二重に行われ厳格性が保たれているとの考え方も成り立つ（ただし、米国は日米並行交渉において、総務省の監督責任が金融庁の監督権限妨げることがないように求めている）。また、非商業的な援助は、国有企業が国内で提供しているサービスには影響を与えるものではないため、現在のように、かんぽ生命及びゆうちょ銀行が国内でサービスを提供している限り、同条の影響はないものと考え得る。

さらに、現在、政府は保有している日本郵政の株式売却を進めており、日本郵政は同社が保有するかんぽ生命やゆうちょ銀行の株式の売却を進めているところである。今後それらの企業が国有企業の

(20) 「TPP 合意文書概要 21 世紀型 新ルール」『読売新聞』2015.11.6；「TPP 概要公表 車・金融 日本に厳しく」『読売新聞』2015.11.6

定義に該当しなくなれば、国有企業及び指定独占企業章の対象外になると考えられる⁽²¹⁾。

4 今後の課題・論点

今後国内においては、確定した協定テキストの内容や、政府が決定した国内対策を踏まえて、TPP批准の是非、関連法の整備等が国会において審議されることになる。貿易、サービス、投資の高水準の自由化と、包括的かつ包摂性のあるルール形成の実現を目指す TPP によって、環太平洋地域の経済活動が活性化し、人口減少下にある日本においても、生産性の向上を通じた経済成長の底上げが実現するのかが重要な論点となろう。また、交渉参加の段階から懸念されてきた農業、食の安全、国民健康保険制度などへの影響について、問題なしとする政府の見解についても、十分な精査が求められるよう。

TPP の批准を是とする場合には、TPP を活用するための環境整備や負の影響を受ける分野への対応といった、政府の実施する国内対策の有効性、妥当性を、中長期的な視点で注視していくことが求められる。また、より長期的には、「生きている協定」である TPP の実施・運用に際し、日本にどのような影響が生じ得るかという観点や、世界的な貿易自由化の流れ、経済秩序形成において TPP がどのような役割を担うことになるのかという観点からも、今後の動向に注目する必要がある。

参考文献

- 1) 国立国会図書館調査及び立法考査局「TPPの概要と論点 総論—環太平洋パートナーシップ協定署名を受けて—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』901号(2016.3.18)
- 2) 国立国会図書館調査及び立法考査局「TPPの概要と論点 各論(上)—環太平洋パートナーシップ協定署名を受けて—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』902号(2016.3.18)
- 3) 国立国会図書館調査及び立法考査局「TPPの概要と論点 各論(下)—環太平洋パートナーシップ協定署名を受けて—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』903号(2016.3.18)
- 4) 国立国会図書館調査及び立法考査局「環太平洋経済連携協定(TPP)をめぐる動向と課題」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』735号(2012.2.2)
- 5) 伊藤白・田中葉採児「環太平洋経済連携協定(TPP)の概要」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』770号(2013.2.12)
- 6) 田中葉採児・小池拓自「環太平洋パートナーシップ協定の概要—TPP交渉の大筋合意を受けて—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』884号(2015.11.30)
- 7) 森田倫子「農業分野のTPP関税交渉の経過と大筋合意」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』879号(2015.10.27)
- 8) 伊藤白「ISDS条項をめぐる議論」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』807号(2013.11.5)
- 9) 東山寛「TPP大筋合意と農業への影響」北海道農民連盟(特別講演レジュメ)(2015.12.02)
- 10) 石田尾博夫、真鍋忠「TPPと地域経済—問われるビジネスチャンス、農業による産業復興—」鹿児島県町村議会議員研修資料(2013.10.15)
- 11) 磯田宏「国の主権を損なうようなISDS条項」になっていないか—「大筋合意」テキストにおける「投資章」の内実:暫定報告—」『農業・農協問題研究所』(2015.12.12)
- 12) 鈴木宜弘「TPP閣僚会合の評価と農業への影響」ブックレット『農民』(2015.10)
- 13) 内閣官房TPP政府対策本部HP「TPPの内容」各シリーズ(2013.3~2016.4)
- 14) 外務省「EPA協定(経済連携協定)・FTA(自由貿易協定)」(2012.3)
- 15) 作山巧「日本のTPP交渉参加の真実」(2015.10.1)

⁽²¹⁾ 「TPPの国有企業規制」『日本経済新聞』2015.5.8

- 16) 鈴木宜弘「隠され続ける TPP 合意の真相と影響評価誤謬」『JC 総研』HP（2015.12）
- 17) 「TPP どうなる日本農業（1）～（7）」『日本経済新聞』（2015.10.6～11.21）
- 18) 嶋正和『図解よくわかる FTA FTA と TPP』B&T ブックス日刊工業新聞社（2012.6）
- 19) TPP 問題研究会『図解世界一わかりやすい TPP』総合法令出版（2012.2）
- 20) FTA ビジネス研究会『FTA/EPA でビジネスはどう変わるか：メリットを活用する実務ガイド』東洋経済新報社（2014.2）
- 21) 日本経済新聞社編『90 分解説 TPP 入門』日本経済新聞出版社（2012.2）
- 22) 日本経済新聞社編『TPP がビジネス、暮らしをこう変える』日本経済新聞出版社（2016.1）